



鳥取県公報

平成13年 2月20日(火)
第 7 2 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（会計課）..... 1
告 示	字の区域の変更（2件）（市町村振興課）..... 2
	結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）..... 5
	結核予防法による医療機関の指定の辞退（ " ）..... 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）..... 5
	農業振興地域の区域の変更（農政課）..... 6
	土地改良区の役員の退任（耕地課）..... 6
	土地改良区の役員の就退任（2件）（ " ）..... 7
	土地改良法による換地計画の決定（ " ）..... 8
	土地改良法による換地処分（2件）（ " ）..... 9
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）..... 9
	都市計画の変更（都市計画課）..... 9
選管告示	選挙管理委員会の招集..... 10
公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許課）..... 11

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲に、東部総合事務所庁舎に事務所を有する機関が使用する電気、ガス等の料金の支払及び電話の料金の支払に関する事務を加えることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、平成13年2月1日から適用することとした。

規 則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</p> <p>(1) 部又は機関（鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。）のうち県庁舎、<u>東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎</u>に事務所を有するものが使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 部又は機関のうち県庁舎、<u>東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎</u>に事務所を有するものに設置する電話の料金の支払に関する事務</p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</p> <p>(1) 部又は機関（鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）第2条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。）のうち県庁舎、<u>中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎</u>に事務所を有するものが使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 部又は機関のうち県庁舎、<u>中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎</u>に事務所を有するものに設置する電話の料金の支払に関する事務</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第2条の規定は、平成13年2月1日から適用する。

告 示

鳥取県告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更

する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る東因幡地区中河原工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年11月1日現在の地番による。）
大字中河原字六斗島	大字中河原字六斗島の全域 大字中河原字紫竹前115の一部、120の一部、121の4の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中河原字大地戸	大字中河原字大地戸のうち86の一部、88の1の一部、89の1、90の1、90の2、91の一部及びこれらと一体なす国有地以外の区域 大字中河原字屋敷島93の11の一部及びこれと一体をなす国有地
大字中河原字屋敷島	大字中河原字大地戸86の一部、88の1の一部、89の1、90の1、90の2、91の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字屋敷島のうち93の11の一部、109の7の一部、112の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに110と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中河原字紫竹前116の1の一部、117の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中河原字紫竹前	大字中河原字屋敷島109の7の一部、112の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに110と一体をなす国有地の一部 大字中河原字紫竹前のうち115の一部、116の1の一部、117の一部、120の一部、121の4の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中河原字坂本130、130の1、131、132の一部、133の4の一部、134、134の1、138の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中河原字坂本	大字中河原字坂本のうち130、130の1、131、132の一部、133の4の一部、134、134の1、138の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中河原字太田	大字中河原字太田のうち223の3、223の4、224の1から224の3まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中河原字保木向	大字中河原字太田223の3、223の4、224の1から224の3まで及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字保木向のうち225の1、225の2、226の1の一部、227の1の一部、227の2の一部、228の12の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに228の15、229の3、229の7と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中河原字场的場254の2の一部、254の3の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中河原字向河原	大字中河原字向河原のうち230の3、231の5、231の6、231の8、233の3、234及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中河原字寺河原	大字中河原字保木向227の2の一部、228の12の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに228の15、229の3、229の7と一体をなす国有地の一部 大字中河原字向河原230の3、231の5、231の6、231の8、233の3の一部、234の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字寺河原のうち235から237までの一部、251の2の一部、253の1の一

	部、253の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中河原字的場254の2の一部、254の4の一部、256の2、256の3、258の6から258の9まで及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字上土居307の1、307の3、309の1と一体をなす国有地の一部 大字中河原字出合島324の一部及びこれと一体をなす国有地
大字中河原字的場	大字中河原字保木向226の1の一部、227の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字寺河原251の2の一部、253の1の一部、253の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字的場のうち254の2から254の4までの一部、256の2、256の3、258の6から258の9まで、266の3の一部、268の1の一部、268の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中河原字下土居	大字中河原字保木向225の1、225の2、226の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字的場266の3の一部、268の1の一部、268の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字下土居の全域
大字中河原字上土居	大字中河原字寺河原237の一部及びこれと一体をなす国有地 大字中河原字上土居のうち317の一部、319の一部、320の2の一部、321の2、321の3、331の1及びこれらと一体をなす国有地並びに307の1、307の3、309の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中河原字出合島322の2の一部、323の一部、324の一部、325の1の一部、325の2の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中河原字出合島	大字中河原字向河原233の3の一部、234の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字寺河原235から237までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字上土居317の一部、319の一部、320の2の一部、321の2、321の3、331の1及びこれらと一体をなす国有地 大字中河原字出合島のうち322の2の一部、323の一部、324、325の1の一部、325の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る佐治川流域地区尾際工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年 8月 1日現在の地番による。）
大字尾際字花尻口	大字尾際字花尻口のうち631の5、632の3、680、682の1、683及びこれらと一

	体をなす国有地以外の区域
大字尾際字落合	大字尾際字花尻口631の5、632の3、680、682の1、683及びこれらと一体をなす国有地 大字尾際字落合の全域

鳥取県告示第79号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いわした耳鼻咽喉科医院	鳥取市叶320 - 1	平成12年12月 1日
江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	〃
トミヤ調剤薬局	日野郡日野町野田317 - 6	平成12年12月26日
すずらん薬局	鳥取市叶320 - 12	平成13年 1月 5日
ヒエズ調剤薬局	西伯郡日吉津村大字日吉津1451 - 5	平成13年 1月16日

鳥取県告示第80号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡576 - 1	平成12年12月31日

鳥取県告示第81号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年3月29日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成13年 1月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ピーグル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
森本 幸子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市南町444
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、広く県民に対して、人権、社会教育、まちづくりなどの啓発等に関する事業等を行い、行政や企業、民間とのパートナーシップに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第82号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、米子市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び米子地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成13年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変 更 後 の 区 域
米子地域	米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 平成13年鳥取県告示第90号で変更した米子境港都市計画による市街化区域及び同告示前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により決定された市街化区域 2 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により決定された日野川森林計画区に係る地域森林計画の対象となる森林の区域で、第1号図から第3号図までの赤色で着色した区域 3 昭和61年鳥取県告示第19号（都市計画の変更）で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域で第4号図の青色で着色した区域 4 美保基地の区域 5 第5号図の赤色で着色した区域 6 平成13年鳥取県告示第90号（都市計画の変更）で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域で第6号図の青色で着色した区域 （第1号図から第6号図までは、省略する。）

鳥取県告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 灘 波 昭 雄 岩美郡岩美町大字真名71

平成12年 7月16日退任

鳥取県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 頼 蔵 岩美郡岩美町大字院内411

平成12年 3月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 口 武 雄 岩美郡岩美町大字院内218

平成12年 3月30日就任 平成15年 3月24日まで

鳥取県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	中 島 宏 和	岩美郡岩美町大字大谷664
"	原 田 時 晴	岩美郡岩美町大字大谷630
"	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555 - 4
"	前 田 彰	岩美郡岩美町大字大谷619
"	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881 - 1
"	澤 紀 嘉	岩美郡岩美町大字大谷329
"	日 比 重 行	岩美郡岩美町大字大谷486
"	澤 延 美	岩美郡岩美町大字大谷450
"	澤 秀 章	岩美郡岩美町大字大谷453
"	澤 壽 則	岩美郡岩美町大字大谷610
"	澤 敬	岩美郡岩美町大字大谷533 - 2
"	澤 壽 美	岩美郡岩美町大字大谷523
"	澤 良 市	岩美郡岩美町大字大谷675
"	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
"	濱 口 重 雄	岩美郡岩美町大字大谷820
"	澤 淳 史	岩美郡岩美町大字大谷815
"	田 中 節 照	岩美郡岩美町大字大谷1871 - 1
"	前 根 達 雄	岩美郡岩美町大字大谷1916
監 事	澤 一 則	岩美郡岩美町大字大谷814

” 澤 口 宏 岩美郡岩美町大字大谷499 - 1
” 澤 武 志 岩美郡岩美町大字大谷2182 - 13
平成12年 8月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 島 宏 和 岩美郡岩美町大字大谷664
” 原 田 時 晴 岩美郡岩美町大字大谷630
” 澤 貴 志 岩美郡岩美町大字大谷1555 - 4
” 前 田 彰 岩美郡岩美町大字大谷619
” 大 西 勇 岩美郡岩美町大字大谷1881 - 1
” 澤 紀 嘉 岩美郡岩美町大字大谷329
” 日 比 重 行 岩美郡岩美町大字大谷486
” 澤 延 美 岩美郡岩美町大字大谷450
” 澤 秀 章 岩美郡岩美町大字大谷453
” 澤 壽 則 岩美郡岩美町大字大谷610
” 澤 敬 岩美郡岩美町大字大谷533 - 2
” 澤 壽 美 岩美郡岩美町大字大谷523
” 澤 良 市 岩美郡岩美町大字大谷675
” 澤 孝 也 岩美郡岩美町大字大谷641
” 濱 口 重 雄 岩美郡岩美町大字大谷820
” 澤 淳 史 岩美郡岩美町大字大谷815
” 田 中 節 照 岩美郡岩美町大字大谷1871 - 1
” 前 根 達 雄 岩美郡岩美町大字大谷1916
監 事 澤 貢 岩美郡岩美町大字大谷834 - 2
” 澤 口 宏 岩美郡岩美町大字大谷499 - 1
” 澤 武 志 岩美郡岩美町大字大谷2182 - 13
平成12年 8月20日就任 任期 4 年

鳥取県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日光地区（第5工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 2月21日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
江府町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（中河原工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治川流域地区（尾際工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第89号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条の2第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
境 港 加 入 区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成13年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域**(1) 市街化区域**

追加する部分

米子市河崎字大水落沖、字矢倉灘道西、字沖通り及び字三柳境沖、両三柳字三保向一、字三保向二、字

河崎境、字文平沖通及び字山中新川

変更する部分

米子市夜見町字砂浜、字砂浜四、字砂浜五、字新開、字新開六、字新開七、字新開八及び字新開九、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙及び字堀川尻丙、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、皆生二丁目、車尾字七人新田、字ハゼノ木、字村ノ上及び字下河原、福市字寺屋敷、字谷浅、字東場、字東堀、字西角田、字御所原、字御所原前、字南御所原、字亀甲、字川平山及び字岸辺向、青木字稲場、字宮ノ前、字宮ノ前上及び字兵一ケ市並びに富益字新開一、字新開二、字新開三、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九及び字往来東三並びに境港市佐斐町字長山、字長山灘一、字長山灘二、字上灘、字北灘、字東屋敷、字下東屋敷、字下西屋敷及び字丸塚

削除する部分

境港市佐斐神町字戸ノ口、字南原、字十星、字御休所、字青木、字上西屋敷、字上東屋敷及び字中東屋敷

(2) 市街化調整区域

追加する部分

境港市佐斐神町字戸ノ口、字南原、字十星、字御休所、字青木、字上西屋敷、字上東屋敷及び字中東屋敷

変更する部分

米子市河崎字大水落沖、字矢倉灘道西、字沖通り及び字三柳境沖、両三柳字三保向一、字三保向二、字河崎境、字文平沖通及び字山中新川、夜見町字砂浜、字砂浜四、字砂浜五、字新開、字新開六、字新開七、字新開八及び字新開九、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙及び字堀川尻丙、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、皆生二丁目、車尾字七人新田、字ハゼノ木、字村ノ上及び字下河原、福市字寺屋敷、字谷浅、字東場、字東堀、字西角田、字御所原、字御所原前、字南御所原、字亀甲、字川平山及び字岸辺向並びに青木字稲場、字宮ノ前、字宮ノ前上及び字兵一ケ市並びに富益字新開一、字新開二、字新開三、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九及び字往来東三並びに境港市佐斐町字長山、字長山灘一、字長山灘二、字上灘、字北灘、字東屋敷、字下東屋敷、字下西屋敷及び字丸塚

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

平成13年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年 2月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年 2月22日 (木) 午後 1 時
- 2 場所 八頭郡船岡町大字船岡536 船岡町中央公民館
- 3 議題
 - (1) 船岡町長選挙に係る審査申立てについて
 - (2) その他

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 2月20日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
(合格の決定の取り消しの通知) 第19条 略	(合格の決定の取り消しの通知) 第19条 略
<u>(免許用写真の添付の省略)</u> <u>第19条の2 施行規則第29条第2項（第29条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項の規定により申請書に免許用写真の添付を要しないものとして定める場合は、当該申請を行う者が免許の効力を停止されている場合以外の場合とする。</u>	

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

